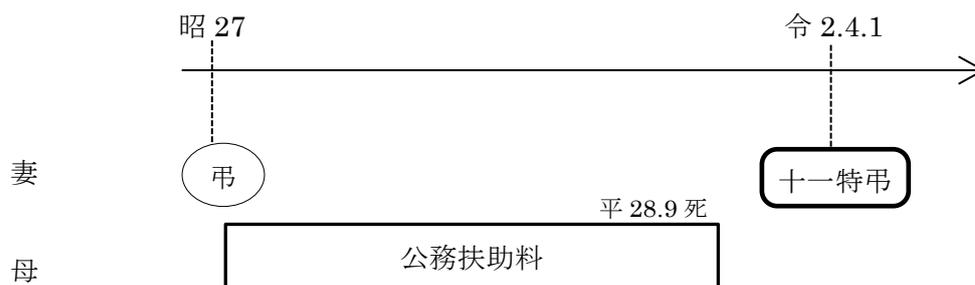


(4) 新規対象者（弔慰金受給権者）からの請求

戦没者等及び死亡当時の遺族

戦没者等	(軍人、昭 20.8 公務死亡)
妻	(戦没者等の死亡後遺族内再婚、弔慰金を受給)
母	(公務扶助料を受給、平 28.9 死亡)



戦没者等が昭和 20 年 8 月に公務死亡したことにより、戦没者等の妻が弔慰金を受給し、戦没者等の母が公務扶助料を受給した。

その後、母が平成 28 年 9 月に死亡したことにより、第十一回特別弔慰金の基準日である令和 2 年 4 月 1 日において年金給付の受給権者がいないので、弔慰金を受給した戦没者等の妻（第 1 順位）が第十一回特別弔慰金の受給権を取得した。

(5) 新規対象者（転給遺族）からの請求

戦没者等及び死亡当時の遺族

戦没者等 （軍人、昭 20.8 公務死亡）

妻 （弔慰金・公務扶助料を受給、平 28.9 死亡）

子



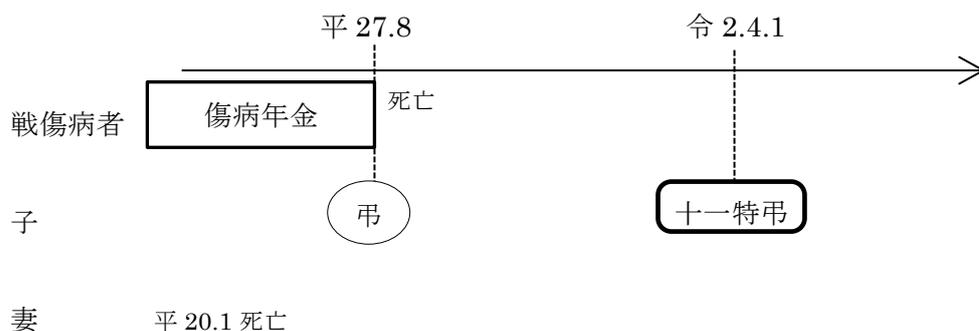
戦没者等が昭和 20 年 8 月に公務死亡したことにより、戦没者等の妻が弔慰金及び公務扶助料を受給した。

その後、妻が平成 28 年 9 月に死亡したことにより、第十一回特別弔慰金の基準日である令和 2 年 4 月 1 日において年金給付の受給権者がいないので、転給遺族として戦没者等の子（第 2 順位）が第十一回特別弔慰金の受給権を取得した。

(6) 新規対象者（弔慰金受給権者）からの請求

戦傷病者の死亡当時の遺族

戦傷病者	(軍人、傷病年金を受給、平 27.8 公務死亡)
子	(弔慰金を受給)
妻	(平 20.1 死亡)

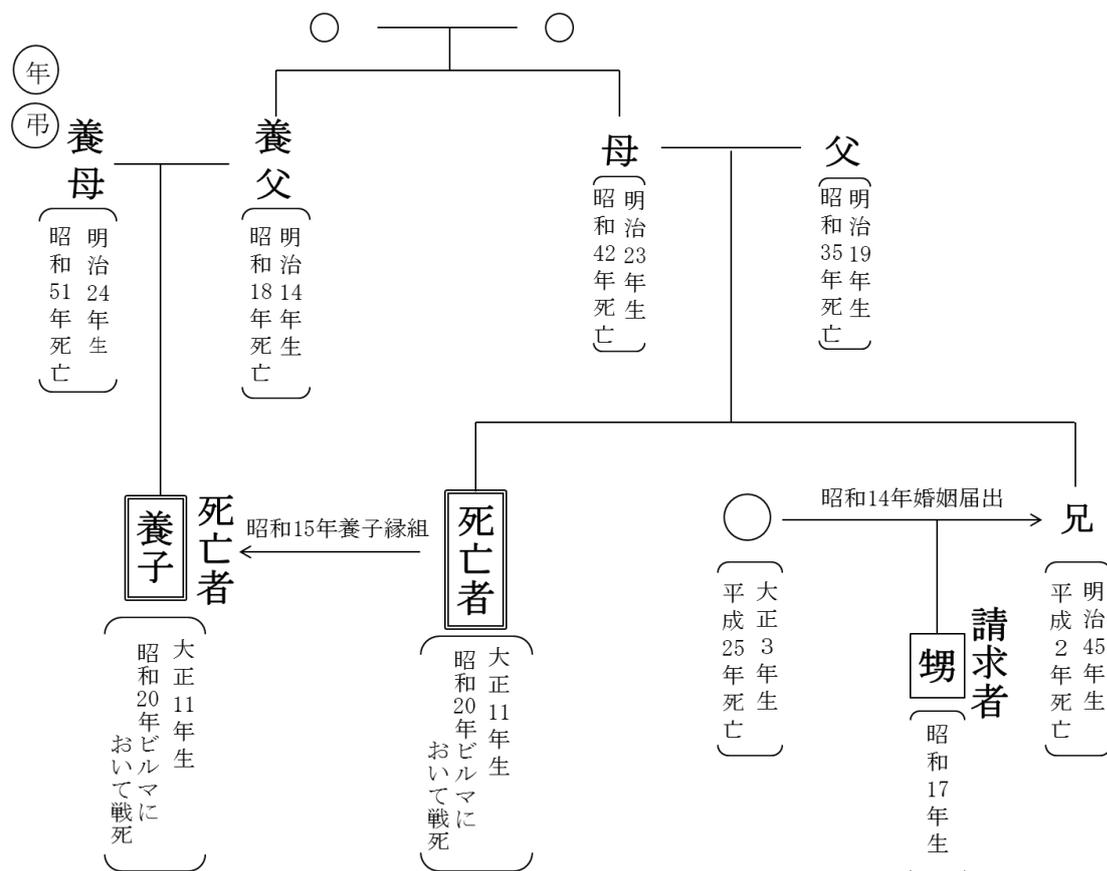


傷病年金を受給していた戦傷病者が平成 27 年 8 月に公務死亡したことにより、戦没者の子が弔慰金を受給した。

第十一回特別弔慰金の基準日である令和 2 年 4 月 1 日において年金給付の受給権者がいないので、弔慰金を受給した戦没者の子（第 1 順位）が第十一回特別弔慰金の受給権を取得した。

(8) 生計関係なしと判断された事例

死亡者は昭和15年に死亡者の母の実家の養子となったが、実態としては男手が必要であったため、死亡者の実家で生活を続け、死亡者の実家で生活をしてきた死亡者の甥である請求者（死亡者の兄の子）と生計関係があり、死亡者死亡まで引き続く1年以上の生計関係があったと主張して請求があったものであるが、当該生計関係は認められないとした事例



(認められないとした理由)

- ・死亡者の養母に死亡者の死亡当時における死亡者との生計関係を認めて遺族等援護法による遺族年金が裁定されていること

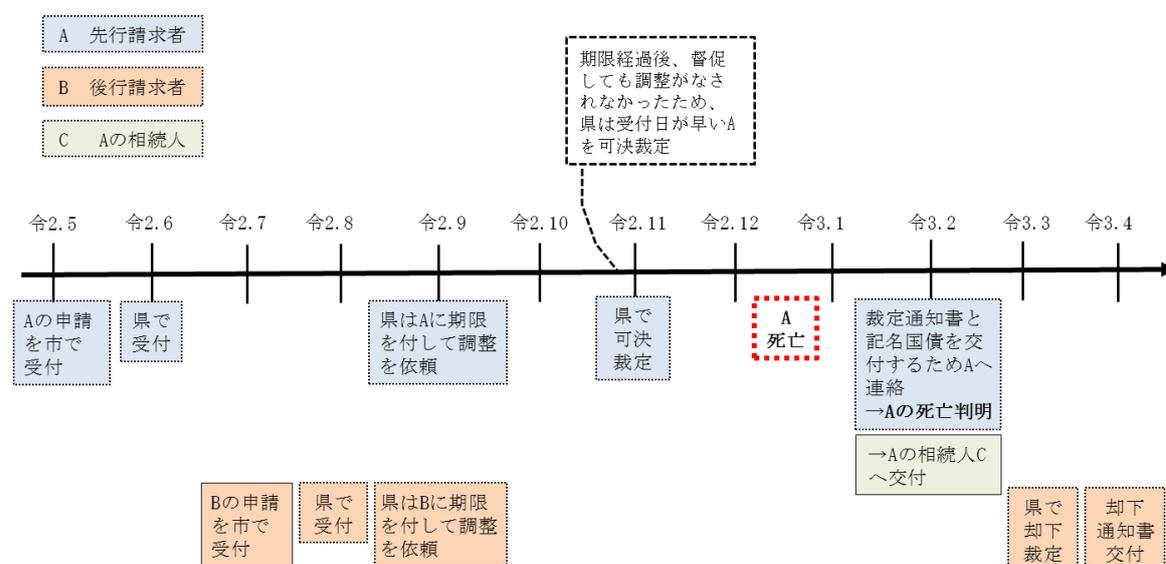
(注) 遺族等援護法による遺族年金は、「死亡者の死亡当時に死亡者によって生計を維持し、又は死亡者と生計を共にしていたこと (生計関係)」が支給の要件となっている。

(9) 重複請求の先行請求者が裁定決定後に死亡した事例

Aが特別弔慰金を請求した後、同順位者であるBも特別弔慰金を請求し、重複請求となった。裁定庁は重複請求の事実を把握したので、裁定を保留し、親族間で調整するよう期限を付して案内した。

期限経過後、請求者A・Bから連絡がないため、裁定庁は再度期限を付して督促したが、再度の期限経過後も調整がつかなかったため、裁定庁は、先に請求したAに対して可決裁定を行った。

A名義の国債が発行され、Aの居住市はAに裁定通知書及び国債の交付の連絡をしたところ、Aの親族から、Aが死亡した事実を知らされたため、Aの相続人であるCに対し、A名義の裁定通知書と国債を交付した。その後、裁定庁はBを重複請求であるとして却下した。



(処理方法)

Aの相続人Cに、A名義の裁定通知書及び国債を交付する際には、市区町村において、Cに対し、Aの相続人としてAの請求権を承継する意思があることを、戸籍、遺言書及び遺産分割協議書等の提示を求めて確認してください。併せて、Cの名義への記名変更手続きを案内してください。

また、その後、Bから却下処分を不服として審査請求等が提起された場合は、裁定都道府県において、Cに対し、その法律上の地位を確定するためには処分をやり直す必要があることを説明した上で、Aを名宛て人とする可決裁定を取り消し、改めてCを名宛人とする可決裁定を行ってください。

なお、請求者が請求後裁定決定前までに死亡し、相続人が判明した場合は、裁定都道府県において、相続人に対し、請求者（被相続人）の請求権を承継する意思の有無を確認し、承継する場合は戸籍、遺言書及び遺産分割協議書等（いずれも原本）の提出を求めてください。審査の結果、被相続人が正当な権利者である場合は、相続人を名宛人とする可決裁定を行ってください。

※ 不明点等は、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に相談してください。